

地域の行政窓口を 住民自治協議会に 一本化します

『地域の行政窓口一本化』

これまで、自治会や区、それに住民自治協議会のそれぞれを行政の窓口としていましたが、平成23年度からは、原則として、住民自治協議会を地域の行政窓口とします。

また、それに伴い、地区委員制度を廃止し、自治会長や区長は、住民自治協議会を経由した届出制度とします。届出いただいた自治会長や区長へは、行政から住民自治協議会を経由し、受理書を発行します。

『地域包括交付金制度』

行政から、自治会（長）や区（長）、住民自治協議会へ補助金、委託料、報酬、交付金などさまざまな種類のお金を支出していましたが、平成23年度からそれらを包括し、交付金として支出する「地域包括交付金制度」を開始します。

補助金や委託料では用途が限定されていますが、交付金となることで、地域が抱えるさまざまな課題に優先順位を付け、それらの課題解決のための事業費を住民自治協議会で決定することができます。

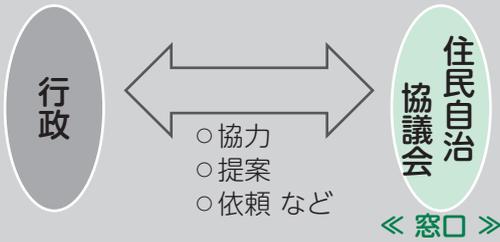
『地域担当職員制度』

平成23年度から、地域担当職員制度を開始し、住民自治協議会活動を支援します。

○地域の課題解決や地域づくりについて、住民の皆さんと一緒に考えるため、話し合いに参加します。

○地域住民の皆さんが自主的に行う公益的な活動に役立つ情報を提供します。

窓口一本化のイメージ図



※ただし、「ひとつの自治会・区の区域内のみを対象とする業務」「緊急時や災害発生時の情報収集及び伝達に関する業務」については、自治会・区を窓口とします。
 ※自治会・区が地域の窓口となる場合は、住民自治協議会へ報告します。

住民自治協議会

地域まちづくり計画に基づく事業

交付金以外の財源

会費
 参加費 負担金
 コミュニティビジネス

- 役員報酬
- 事業費
- 事務費

地域包括交付金

均等割 (一律 62 万円) 2,356 万円
人口割 約 2,348 万円
面積割 約 400 万円
コミュニティ活動費 約 1 億 1,028 万円

地域まちづくり計画の推進などに関して助言や情報提供！

住民自治協議会

地域担当職員の支援

行政

※自治協の事務を担当するものではありません。

【問い合わせ】

市民生活課市民活動推進室
 ☎ 22・9639
 FAX 22・0317

市では、めざすべき将来像の実現に向けて、地域内分権を推進するために、平成16年に自治基本条例を制定し、住民自治協議会が各地域で設立されました。
 これまで、自治会と住民自治協議会との関係、地域と行政との関係について、その役割が明確でなく活動しにくいとのご意見やご指摘が多くありました。
 そこで、自治組織の見直しを行い、「地域の行政窓口一本化」と「地域包括交付金制度」を実施します。

伊賀市斎苑の火葬料金を改定します

4月1日から、伊賀市斎苑の火葬料金の一部を改定します。

市斎苑は、建築から20年以上が経ち、施設改修などに必要な経費も年々増えてきています。健全な運営と施設管理を維持するため、火葬料金を改定します。ご理解とご協力をお願いします。

■改定の内容

火葬の区分	住所	そのほかの条件	3月31日までの料金	4月1日からの料金
遺体の火葬	亡くなった人が 市内在住者	12歳以上	4,000円	12,000円
		12歳未満	3,000円	10,000円
	亡くなった人が 市外在住者	12歳以上	50,000円	60,000円
		12歳未満	40,000円	50,000円
ペットの火葬	飼い主が市内在住者	収骨なし	2,000円	4,000円
		収骨あり	5,000円	8,000円

※3月中に火葬予約を行い、4月2日以降（4月1日は休館日）火葬する場合も、改定後の火葬料金をいただきます。

■伊賀市火葬場使用料補助金を廃止します

市内に住所のある人が亡くなったとき、市外の火葬場を使用された場合にお支払いしていた「伊賀市火葬場使用料補助金」を4月1日から廃止します。

3月末日までに市外火葬場を市外料金で使用された人は、4月28日（休）までに補助金の申請をしてください。補助金申請書に必要事項を記入・押印の上、火葬場使用料領収書と市税完納証明書を添えて、市民生活課・各支所住民福祉課へ提出してください。

【問い合わせ】 市民生活課 ☎ 22-9638 FAX 22-9641



生涯学習推進大綱

後期基本計画策定方針（案）

パブリックコメント募集

市の将来像「ひとが輝く 地域が輝くく住み良さが実感できる自立と共生のまち」を実現するために、だれでも、いつでも、どこでも必要に応じて学ぶことができ、心豊かな生活を送ることができるよう環境づくりが必要です。その推進に向けた施策を総合的かつ計画的に進めるため、平成19年3月に、平成23年度までの5年間の前期基本計画を策定しました。さらなる施策推進に向けて、平成24年度からの後期基本計画を策定するため、その策定方法などに関してパブリックコメントを募集します。



■募集期限

3月16日（水）

■募集内容

伊賀市生涯学習推進大綱後期基本計画策定方針（案）に対するご意見

■閲覧方法

①生涯学習課・各公民館（上野・いがまち・島ヶ原・阿山・大山田・青山）
②市ホームページ

■提出方法

住所・氏名・電話番号・ご意見を記入の上、郵送・FAX・Eメール（添付ファイルは不可）・持参のいずれかで提出してください。

持参の場合は、生涯学習課・各公民館（上野・いがまち・島ヶ原・阿山・大山田・青山）でも受け付けます。

■その他

※提出いただいたご意見・ご提案は後日取りまとめの上、市の考え方などとあわせて生涯学習課・各公民館（上野・いがまち・島ヶ原・阿山・大山田・青山）・市ホームページで公表します。

※ご意見・ご提案に対する個別の回答はしません。

※提出いただいたご意見・ご提案は、返却しません。

■提出先・問い合わせ

〒518-8501
伊賀市上野丸之内116番地
伊賀市教育委員会生涯学習課
☎ 22-9679 FAX 22-9691
✉ gakashuu@city.iga.lg.jp